

日本感情心理学会機関誌刊行委員会規程

第1条 会則第8条4に係る機関誌刊行委員会は、この規程の定めるところによる。

第2条 機関誌刊行委員会は、機関誌（感情心理学研究、エモーション・スタディーズ）を刊行するために必要な業務を行う。

（統括責任者）

第3条 機関誌刊行委員会は、以下に定める感情心理学研究（以下、**JJRE** とする）編集委員会およびエモーション・スタディーズ（以下、**ES** とする）編集委員会を監督し、機関誌の刊行を統括する者として、統括責任者1名を置く。統括責任者に事故あるときは、理事長がその職務を代行する。

第4条 統括責任者の選出及び任期は以下のように定める。

1. 統括責任者は、副理事長がその任にあたる。
2. 統括責任者の任期は、原則として役員の任期に準ずるものとする。ただし、任期途中で補充された場合は、残任期間とする。

（**JJRE** 編集委員会）

第5条 **JJRE** 編集委員会には次の委員を置く。

1. 編集委員会委員長（以下、委員長とする） 1名
2. 編集委員会副委員長（以下、副委員長とする） 1名（ただし、必要に応じて2名）
3. 編集委員会委員（以下、委員とする） 15名程度

第6条 **JJRE** 編集委員の職務は以下のように定める。

1. 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 委員は委員会を構成し、**JJRE** 刊行のために必要な事項を審議するとともに、委員長ならびに副委員長を補佐して会務を分掌する。

第7条 **JJRE** 編集委員の選出及び任期は以下のように定める。

1. 委員長は、理事長が指名し、理事会の議を経て、委嘱する。
2. 副委員長は、正会員の中から委員長が指名し、常任理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
3. 委員は、正会員の中から委員長が指名し、常任理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
4. 委員長、副委員長、および委員の任期は、原則として役員の任期に準ずるものとする。ただし、

任期途中で補充された場合は、残任期間とする。

5. 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、連続した3期以上の再任は原則として認めない。欠員等により、任期途中で補充された委員の任期は、残任期間とする。
6. 原則的に委員の半数は、2年ごとに新たに選任する。
7. 委員長、副委員長、および委員は、任期の後も、新しい委員会が組織されるまでの間、任務を継続する。

第8条 JJRE 編集委員長は、会務遂行のために必要に応じて小委員会を設置することができる。小委員会の詳細については別に定める。

第9条 JJRE 編集委員長は、投稿論文の審査のために、委員会の議を経て、編集協力委員を委嘱することができる。

第10条 JJRE 編集委員会事務局長は、正会員の中から委員長が指名し、常任理事会の議を経て、理事長が委嘱する。同様の手続きにより、必要に応じて、JJRE 編集委員会副事務局長を委嘱することができる。

(ES 編集委員会)

第11条 ES 編集委員会には次の委員を置く。

1. 編集委員会委員長（以下、委員長とする） 1名
2. 編集委員会副委員長（以下、副委員長とする） 1名
3. 編集委員会委員（以下、委員とする） 若干名

第12条 ES 編集委員の職務は以下のように定める。

1. 委員長は委員会を代表し、会務を総括する。
2. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 委員は委員会を構成し、ES 刊行のために必要な事項を審議するとともに、委員長ならびに副委員長を補佐して会務を分掌する。

第13条 ES 編集委員の選出及び任期は以下のように定める。

1. 委員長は、理事長が指名し、理事会の議を経て、委嘱する。
2. 副委員長は、正会員の中から委員長が指名し、常任理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
3. 委員は、正会員の中から委員長が指名し、常任理事会の議を経て、理事長が委嘱する。
4. 委員長、副委員長、および委員の任期は、原則として役員の任期に準ずるものとする。ただし、任期途中で補充された場合は、残任期間とする。

5. 特集担当委員の任期は、担当号の企画から発行までとし、再任は妨げない。
6. 委員長、副委員長、および委員は、任期の後も、新しい委員会が組織されるまでの間、任務を継続する。

第14条 本規定の改廃は、理事会の承認を得るものとする。

付則

1. 本規程は、1998年10月15日に施行された編集委員会内規のIに基づいて、日本感情心理学会理事会によって制定された。本規程は2007年11月25日より適用し、これまでの内規のIは廃止する。
2. 本規程の改正は、2017年6月23日から施行する。
3. 本規程の改正は、2019年6月30日から施行する。
4. 本規程の改正は、2020年10月1日から施行する。
5. 本規程の改正は、2023年5月26日から施行する。